議案第209号

上告の提起及び上告受理の申立てについて

平成27年（行コ）第74号固定資産税更正処分取消、国家賠償請求控訴事件について、次のとおり最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月８日提出

伊賀市長　岡　本　　栄

記

１　当事者　　上告人兼上告受理申立人　伊賀市

被上告人兼相手方 [redacted]

２　第２審事件名

平成27年（行コ）第74号固定資産税更正処分取消、国家賠償請求控訴事件

（原審・津地方裁判所平成26年（行ウ）第３号〔以下「甲事件」という。〕、同（ワ）第408号〔以下「乙事件」という。〕）

３　第２審判決の表示

⑴　甲事件についての本件控訴を棄却する。

⑵　原判決中、乙事件に関する部分を取り消す。

⑶　被控訴人は、控訴人に対し、172万3325円及びこれに対する平成26年10月10日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

⑷　訴訟費用は、第１、２審、甲事件、乙事件を通じてこれを20分し、その７を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

⑸　この判決は、第３項に限り、仮に執行することができる。

４　上告の趣旨

原判決中、被控訴人の敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求める。

5　上告受理の申立ての趣旨

⑴　本件上告を受理する。

⑵　原判決中、被控訴人の敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6　訴訟遂行の方針

⑴　弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。

⑵　必要があるときは、適当と認める条件で和解する。